

いざというときの安心のために

平成29年度 国民健康保険税

【問い合わせ】 保険年金課

☎ 22・9659 FAX 26・0151

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病气やけがをしたとき、安心して医療を受けることができる制度です。

4月末現在、市内で12,919世帯、20,913人が国民健康保険に加入しています。

7月は国民健康保険税の本算定の月です。7月中旬に世帯主（納税義務者）に保険税納税通知書を送付しますので、納期内に納付いただきますようお願いいたします。

◆国民健康保険制度は 皆さんの保険税が財源です

日本では、全ての人が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人などを除いた全ての人が加入します。

納めていただいた保険税と、国などからの補助金を財源にして、医療費・高額療養費・出産育児一時金など

どの保険給付の支払い、後期高齢者支援金などの各種拠出金の支払い、特定健診・簡易人間ドック・脳ドックなどの保健事業を行い、皆さんの健康を支えています。

しかし、高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加しています。この大切な保険税を有効に使うためにも、健康管理に十分心がけていただきますようお願いいたします。

◆本算定の納税通知書をお届けします

世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中に加入者がいなければ納税通知書が世帯主あてに届きます。今回お届けする納税通知書の税額は、下の表の「国民健康保険税算定の税率など」により計算します。

①普通徴収の人

1期（7月）から9期（平成30年3月）の9期（回）に割り振っています。

②特別徴収（年金からの天引き）の人
本算定年税額から4月・6月・8

月の仮算定税額を差し引いた額を、10月・12月・平成30年2月の3回に割り振っています。

◆国民健康保険税算定の税率など

	所得割 ※1	均等割 ※2	平等割 ※3	限度額
医療給付費分	6.7%	23,000 円	22,000 円	540,000 円
後期高齢者支援金分	1.08%	3,500 円	4,500 円	190,000 円
介護納付金分	1.5%	6,000 円	4,500 円	160,000 円

- ※1 所得割：前年中の総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた額に対して
※2 均等割：国民健康保険に加入している人、1人に対して
※3 平等割：1世帯に対して



◆特別徴収を口座振替に変更できます

国民健康保険に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしています。申請により口座振替に変更することができます。



○申請の期限はありませんが、申請の時期により口座振替への変更時期が変わります。
○年金天引きを継続する場合や、すでに口座振替に変更している場合は、改めて申請していただく必要はありません。



◎年税額の具体的な計算例は、左ページのとおりです。

◆世帯の合計所得と軽減割合

前年の世帯合計所得が次の金額以下	軽減割合
33 万円	7 割
33 万円+ (加入者数× 27 万円)	5 割
33 万円+ (加入者数× 49 万円)	2 割

※加入者数と前年の世帯合計所得には後期高齢者医療に移行した人を含めて算出しています。(世帯に異動がある場合を除く。)

非自発的失業者に係る

保険税の減額制度

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をした人の前年の給与所得を100分の30とみなして保険税の算定を行います。

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し申請してください。

《該当する離職理由コード》 11・12・

21・22・23・31・32・33・34

《対象期間》 離職の翌日の属する月から翌年度末まで

国民健康保険税の

計算例

○世帯主(40歳)
営業所得200万円
○配偶者(40歳) 無職
○子(10歳)
という3人家族の場合:



この場合の国民健康保険税は、①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分の合計額で **202,800 円 + 33,000 円 + 41,500 円 = 277,300 円** となります。

①医療給付費分の税額の計算例

◎3人が国民健康保険に加入

総所得 基礎控除額
2,000,000 円 - 330,000 円 = 1,670,000 円
所得割額 1,670,000 円 × 6.7% = 111,890 円
均等割額 23,000 円 × 3人 = 69,000 円
平等割額 22,000 円 × 1世帯 = 22,000 円

医療給付費分年税額(100円未満切捨て) **202,800 円**

②後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額 1,670,000 円 × 1.08% = 18,036 円
均等割額 3,500 円 × 3人 = 10,500 円
平等割額 4,500 円 × 1世帯 = 4,500 円

後期高齢者支援金分年税額(100円未満切捨て) **33,000 円**

③介護納付金分の税額の計算例

◎2人が介護保険に加入(40歳以上65歳未満)

所得割額 1,670,000 円 × 1.5% = 25,050 円
均等割額 6,000 円 × 2人 = 12,000 円
平等割額 4,500 円 × 1世帯 = 4,500 円

介護納付金分年税額(100円未満切捨て) **41,500 円**

国民健康保険の届け出は
加入資格の発生日から
必ず14日以内に!



ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど(伊賀市国民健康保険被保険者資格の喪失)の場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。

この届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。保険税は国民健康保険資格の発生日までさかのぼって納めていただくことになります。

保険税は、被保険者になった月から納めていただきます。「被保険者になった月」とは、市で届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、国民健康保険への加入資格が発生した日の月をいいます。

◆保険税は
被保険者になった月から